

平成 28 年 2 月 2 日

厚生労働省 保険局医療課  
課長 宮寄 雅則 様

一般社団法人 日本作業療法士協会  
会長 中村 春基

< 要 望 >

Ⅲ-2. (重点的な対応が求められる分野 / 認知症対策の推進) -①

「身体疾患を有する認知症患者のケアに関する評価」における作業療法士の活用について

平素から、リハビリテーション専門職団体、作業療法士の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成 28 年度の診療報酬改定の骨子にもあげられております、認知症の有病率増加に伴う身体疾患合併者への病棟における対応力とケアの質の向上への評価は、非常に現実的かつ患者への利益となる方針であると考えております。

その中で、標記の認知症ケアに係るチーム[認知症ケア加算 1]の構成職種は、医師、看護師、社会福祉士又は精神保健福祉士が示されておりますが、身体疾患を合併する認知症患者への対応は、心身の状態を偏りなく評価して支援する作業療法士が得意とする分野でございます。

現行制度におきましても、身体疾患を有する認知症患者に対し、疾患別リハビリテーション料で対応しております。また精神科領域では、認知症治療病棟入院料、重度認知症患者デイ・ケア料算定における施設基準にも作業療法士が専従配置されております。

病棟での多職種チームに作業療法士を加えることで、身体疾患合併の際に問題となる易刺激性・異常行動などの「認知症に伴う行動・心理症状」への個々に応じた関わりの提示などの充実を図り、治療の円滑化や速やかな在宅復帰を目指すことができると考えられますので、何卒ご高配いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【修正案】

[施設基準]

■ 認知症ケア加算 1

(1) 保険医療機関内に、①～④により構成される認知症ケアに係るチームが設置されている。

- ① 認知症患者の診療について十分な経験と知識のある専任の常勤医師
- ② 認知症患者の看護に従事した経験を有し適切な研修を修了した専任の常勤看護師
- ③ 認知症患者の退院調整の経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士
- ④ 認知症患者の身体疾患合併後のリハビリテーションに従事した経験のある専任の常勤作業療法士が望ましい

以上